

## 目次

### (1) コミュニティ通訳特集

- 市町村・国際化協会等と連携したコミュニティ通訳・翻訳ボランティア育成・活動促進事業
- 有識者からの寄稿「コミュニティ通訳について」
- コミュニティ通訳・翻訳ボランティア レベルチェックについて

### (2) 事業報告

- フィリピン総領事館主催フィリピン国籍の方向けの日本の民法についてのセミナー開催
- ### (3) 外国人情報コーナー
- 通訳について
- ### (4) OFIX 国際交流員のレポート
- 「フィリピン・イングリッシュ」

## (1) コミュニティ通訳特集

### ■ 市町村・国際化協会等と連携したコミュニティ通訳・翻訳ボランティア育成・活動促進事業 ～外国人の暮らしやすいまち大阪を目指して～

平成23年3月に大阪府が大阪の国際競争力を強化するために打ち出した「大阪府国際化戦略」に基づき、当財団と大阪府で「大阪府国際化戦略アクションプログラム」を同年10月に策定し、「グローバル人材の育成」と「外国人の受入環境整備」を大きな二本の柱として掲げ、重点的に取り組みを進めています。

当財団では、特に「外国人の受入環境整備」に重点を置いて取り組むこととし、平成23年度から大阪府域で活動できるコミュニティ通訳・翻訳ボランティアの育成・活用に努めてまいりました。

平成24年度においては、府民に身近な市町村・基礎自治体における行政情報の提供や相談対応の強化を目指し、地域で活動できる通訳ボランティアの育成・活動促進を図ることを目的として、市町村・国際化協会等と連携した通訳・翻訳ボランティアの育成・活動促進事業を実施してきました。

具体的には、当財団が直接実施する以外に、大阪府内の下記6地域の協会や市町村の受託あるいは共催などの協力を得て、コミュニティ通訳・翻訳などの研修を実施しました。

各地域のニーズをより組み込んだ研修内容にするため、話し合いを重ね、お互いに協力しあいながら、コミュニテ

ィ通訳・翻訳ボランティアの活動内容、地域の外国人住民の現状・ニーズを踏まえた、通訳ロールプレイ/翻訳の実践ワークなど、今後、コミュニティ通訳・翻訳ボランティアとして活動していく上で、必要な心構えや知識などを学んでもらえる場を提供してきました。

その結果、当財団でも各地域の多言語支援のニーズを共有することができただけでなく、受講ボランティアからはどここの研修でも「有意義であった」「今後も継続してコミュニティ通訳・翻訳ボランティア活動に参加したい」との声があがり、それを担う新しい人材の発掘や育成に繋げることができました。

また当財団では、関連する取り組みとして、研修修了者向けプログラムとして、ボランティア同士のネットワークを構築するためのコミュニティ通訳・翻訳サポーター会議や特定の分野について深く学ぶ専門勉強会の開催、通訳・翻訳レベルチェック(詳細は3頁参照)の開催、コミュニティ通訳ボランティア～資質に関する面接ガイド～の作成も行い、地域での研修のみならず、複合的にコミュニティ通訳・翻訳ボランティアの育成を推進しています。

平成25年度も引き続き、大阪府域全体での多言語支援の促進を目指した事業を推進していく所存ですので、積極的にご参加ください。

#### 【コミュニティ通訳・翻訳研修実施一覧】

(OFIX 直接実施研修)

- ・コミュニティ通訳研修 全3日×2コース

(研修委託先市町村協会名)

- ・NPO 寝屋川市国際交流協会 全8日
- ・NPO とんだばやし国際交流協会 全3日×2コース
- ・(財)箕面市国際交流協会 全2日

(研修共催市町村名)

- ・河南町教育委員会 全2日
- ・堺市 全1日
- ・池田市 全2日



## 【有識者からの寄稿】

### ■ コミュニティ通訳について

多言語コミュニティ通訳ネットワーク共同代表 飯田 奈美子

コミュニティ通訳という言葉をご存じでしょうか？  
在住外国人が日常生活で言葉が通じない時に行われる通訳を総称してコミュニティ通訳と呼ばれています。一般的に司法や医療、教育、福祉、入国管理など幅広い場面の通訳として一つにくくられています。しかしその定義は国や地域によって異なり、コミュニティ通訳がどのような役割を担うべきかという議論もまだ継続中です。

コミュニティ通訳は様々な場面の通訳を行います。例えば病院での診察や学校の保護者との三者面談、保健所での乳幼児健診などの場面、さらに警察や検察で容疑者を取り締まる場面での通訳などもあります。コミュニティ通訳者はこのような多様な場面の通訳を行うために通訳対象言語の取得や通訳技術だけでなく、通訳場面で必要とされる専門知識や専門用語なども知っておく必要があります。また、通訳内容は外国人クライアントの人生や生命にかかわる内容でもあり、病気の告知やDV、虐待相談など聞くだけで辛い内容もあります。このような内容の通訳をすると通訳者が二次受傷する場合もあり、通訳者のセルフケアや通訳コーディネーターとの相談連携がとれることも重要になってきます。

また、コミュニティ通訳の対象者は何らかの問題や課題を抱えており、その解決のために専門家とコミュニケーションをとる必要がある人たちです。異国の地で生活をするだけでも不安を抱えやすいのに、さらに生活上の問題があるとその不安も大きくなってしまいます。専門家たちは外国人の抱える特有の不安や今まで生きてきた背景、大切にしている事柄（宗教や価値観等）について気付かないことも多く、外国人の要望や思いがクレームやわがままと捉えられてしまうこともあります。そのような場面では通訳者はお互いの理解の促進のために背景事情を説明することもあります。しかしこのような行為はやりすぎてしまうと通訳者が専門家とクライアントのコミュニケーションを支配してしまい、通訳者が知らず知らずにコミュニケーションを操ってしまう危険性がでてきます。

通訳は話された内容を正確に通訳していくことが求められるものですが、さらに両者の橋渡しの役割も担わざ

るを得ないのです。これは全てのコミュニティ通訳場面で行われるのではなく、医療や福祉、教育などの対人援助場面特有の通訳技法といえます。対人援助場面では援助の専門家とクライアントが同じ方向を向き信頼関係を築きながら問題解決に向かってコミュニケーションをとっていきます。コミュニティ通訳者は正確に通訳をしてコミュニケーションを繋げるだけでなく、この信頼関係の構築に対しても支援していくことが求められるのです。なぜならば信頼関係が構築されることによって専門家とクライアントがともに問題解決を行える主体性が形成され、よりよい問題解決に向かうことができるからなのです。



それとは反対の場面として司法通訳などの対立した場面の通訳があります。この場面では両者の意見が対立しており、第三者が判断したり調停したりします。このような場面の通訳は両者の意見を正確に伝えることが最大の目的となるので、厳格な正確性が求められます。また両者の意見が対立していることからどちらにも加担しない中立性が求められるため、その場を取り仕切る司会進行役割の人を配置してもらい通訳者は通訳に専念できるようにすることも必要になります。このようにコミュニティ通訳は様々な場面の通訳を行いますが、それぞれ求められる役割やそれに必要な通訳技術が異なっており、それらに適した知識や技術を身につけて行っていかなければならないのです。

## ■ コミュニティ通訳・翻訳ボランティア レベルチェックについて

当財団のボランティア制度は、その活動内容によって、いくつかの種別にわかれています。その中の一つに語学ボランティアがあり、年間を通して多くの依頼が寄せられています。

イベント・観光から行政通訳に至るまで幅広い依頼が寄せられています。特に、行政通訳等を含むいわゆる『コミュニティ通訳・翻訳』のニーズは年々増加しており、語学ボランティアの方々の活動範囲も、国際交流の場だけではなく、女性や子どもに関する相談機関や、学校、市町村の窓口など、多岐に渡ってきています。

その現状を踏まえ、当財団ではH23年度より、コミュニティ通訳・翻訳ボランティアの養成を目指し、コミュニティ通訳・翻訳に関する研修を、市町村・地域の国際交流協会等と共に、実施をしてきました。

研修の成果もあり、外国人府民の状況や、コミュニティ通訳・翻訳ボランティアとしての心構えや役割を認識した多くの語学ボランティアが、コミュニティ通訳・翻訳活動への従事を希望されるようになってきました。

しかし同時に、自分の現在の語学能力や知識で、本当に活動が出来るのか、不安に思うボランティアの声も聞こえるようになりました。

そのような背景の中、ご自身の語学能力や活動に関す

る希望を踏まえ、個々の語学ボランティアがどのような活動に適しているのかを知ってもらう機会として、『コミュニティ通訳・翻訳ボランティア レベルチェック』を実施することになりました。

チェックには通訳・翻訳・知識問題・面談の4項目が含まれています。これは、語学能力だけではなく、コミュニティ通訳・翻訳に関する知識や経験、活動希望などを踏まえて、最終的には、どのような活動に向いているのかを案内するためです。

チェックの当日に普段の実力を出し切れなかったり、得意でない分野から問題がでたりしたボランティアの方もいるかと思いますが、レベルチェックはあくまでご自身が活動をする上での参考にしていただき、今後もコミュニティ通訳・翻訳活動に関する学びや理解を深め、当財団と共に歩んでいただけたら幸いです。

【H24年度 コミュニティ通訳・翻訳レベルチェック】

実施日： H25年3月1日(金)

午前の部 10時～12時

午後の部 14時～16時

場 所： マイドームおおさか 第3～6会議室

参加者： 42名

## (2) 事業報告

### ■ フィリピン総領事館主催フィリピン国籍の方向けの日本の民法についてのセミナー開催

フィリピン総領事館主催・OFIX 共催による関西在住フィリピン人向けのセミナー、及び相談会をカトリック大阪梅田教会で開催しました。

第1回セミナーは2月17日(日)、テーマとして婚姻・離婚・財産相続・帰化・養子縁組等を在留資格の観点から大阪府行政書士会の真部先生に講演頂き質疑応答を行いました。

第2回目のセミナーは3月10日(日)、第1部は福祉をテーマとして森ノ宮医療大学の酒井教授に講演頂き、第2部は労働問題をテーマとして連合大阪ハートフルユニオンの

酒井書記長に講演頂き、1部、2部とも活発な質疑応答の中終了いたしました。

第3回目は相談会ということで、OFIXの北田主任相談員が生活相談、連合大阪ハートフルユニオンの酒井書記長が労働問題、大阪弁護士会の越尾弁護士、弘川弁護士が民法全般、大阪行政書士会の真部先生、菅野先生、岡田先生には在留資格関係のブースを担当頂き数多くのフィリピン人が相談に訪れ盛況のうちに終了しました。



